

第1章 特許関係料金の改定

1. 改正の必要性

(1) 料金制度の基本的考え方

産業財産権行政の運営経費である特許特別会計は、収支相償の原則に基づき、必要な費用を受益者の負担により賄う制度である。

料金の全体的な水準は、収支見通し、特許制度の利用状況、諸外国での料金水準等を総合的に勘案し、種々の料金全体として産業財産権行政に関する総経費を支弁するように設定されている。

また、個別の料金の金額については、特許料のように財産権の付与の対価として法律で額を定めているもの、出願手数料や審査請求手数料等のように実費を勘案しつつ政策的に上限を法律で定めた上で政令で具体的な額を定めるもの、閲覧請求に係る手数料のように定型的な行政サービスの対価として実費を勘案して政令で額を定めるものの三つに大別される。

① 出願手数料

出願手数料は、明治20年に事務処理等の行政コストの一部を支弁するため導入されたものである。昭和34年の特許法制定に当たり、出願手数料の額が国民の利益と密接な関係を有することに鑑み、その上限の額を法律に規定し、確定額を政令において規定することとしている。

② 審査請求手数料

審査請求手数料は、昭和45年に、真に権利化を要する特許出願についてのみ審査が請求されるよう、適正な審査請求行動を促進することを目的として導入された。具体的な金額は、出願手数料と同様に上限の額を法律に規定し、

確定額を政令において規定することとしている。

③ 特許料

特許料は、明治18年の専売特許条例の施行時から財産権の付与の対価として位置づけられており、金額は法律において規定されている。

(2) 現行制度

現在の個別料金の額は、上記の基本的な考え方に基づいて設定されており、全体として審査費用等の不足分を特許料により補う構造となっている。

① 出願手数料（特許法第195条別表）

21,000円

② 審査請求手数料（特許法第195条別表）

84,300円 + 2,700円 × 請求項数

③ 特許料（特許法第107条）

第1年～第3年：(1年につき) 13,000円 + 1,100円 × 請求項数

第4年～第6年：(1年につき) 20,300円 + 1,600円 × 請求項数

第7年～第9年：(1年につき) 40,600円 + 3,200円 × 請求項数

第10年～第25年：(1年につき) 81,200円 + 6,400円 × 請求項数

(3) 改正の必要性

① 出願人間の費用負担の不均衡

近年、先行技術調査の外注拡充等により審査にかかる費用は増大しており、また、出願人間における特許率の差は大きくなる傾向にある。現行の料金構造では、審査請求手数料は審査に要する実費の半分以下の金額となっており、特許料により審査費用等の不足を補う構造となっていることから、特許率の高い出願人と低い出願人との間で、審査費用の負担の不均衡が拡大しつつある。このような不均衡の拡大は、知財管理を十分に行う出願人や、特許性の

高い出願を多く行う出願人にとって、他者の審査費用を負担する割合が増大しつつあることを意味しており、出願人の十分な先行技術調査や知的財産管理を行うインセンティブを低下させるおそれがあるため、是正が必要である。

② 審査請求手数料の機能低下

近年、審査結果における特許率の低下が生じている一方、審査請求件数が増大し、審査待ち期間が長期化してきている。この一因として、審査請求制度の目的である「真に権利化を必要とする特許出願について審査を請求する」という適正な審査請求行動の促進機能が十分に果たされていないことが挙げられる。

審査待ち期間の長期化は、権利の成立や行使に影響し、結果として大綱に示される創造、保護及び活用からなる知的創造サイクルの円滑な循環を阻害するおそれがある。したがって、審査請求制度の機能を十分に活かせるように審査請求手数料を改定する必要がある。

(参考) 審査請求件数

	1998年	1999年	2000年	2001年
審査請求件数	208,392件	217,389件	261,690件	253,826件
特許率	64.9%	63.8%	59.4%	55.4%
審査待ち期間	19ヶ月	19ヶ月	21ヶ月	22ヶ月

2. 改正の概要

出願人間の費用負担の不均衡を解消し、適正な出願・審査請求を促進することを目的として、特許関係料金体系を見直す。具体的には、審査請求手数料の引上げ、特許料及び出願手数料の引下げを行う。

その結果として、平均的出願（権利維持期間9年、請求項数7.6項（2001年出願の平均値））1件あたりの出願から権利維持に係る総費用については9万

円程度の減額となり、出願人による特許権の効率的な取得を奨励する料金構造とする。

(1) 出願手数料

現行の21,000円から16,000円に引き下げる。

(2) 審査請求手数料

現行の「84,300円+2,700円×請求項数」を「168,600円+4,000円×請求項数」とする。

(3) 特許料

現行の「1～3年目は各年13,000円+1,100円×請求項数、4～6年目は各年20,300円+1,600円×請求項数、7～9年目は各年40,600円+3,200円×請求項数」を「1～3年目は各年2,600円+200円×請求項数、4～6年目は各年8,100円+600円×請求項数、7～9年目は各年24,300円+1,900円×請求項数」とする。なお、10～25年目の特許料については現行と同額とする。

3. 特許法の改正条文の解説

◆特許法第107条

(特許料)

第百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年 <u>三千六百円</u> に一請求項につき <u>三百円</u> を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年 <u>八千百円</u> に一請求項につき <u>六百円</u> を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年 <u>二万四千三百円</u> に一請求項数につき <u>千九百円</u> を 加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年 <u>八万一千二百円</u> に一請求項数につき <u>六千四百円</u> を 加えた額

2～5 (略)

本条は、特許料について規定したものである。

特許権は、その権利に係る発明が活用されることによって、権利者が徐々に利益を享受することが可能となり、その利益によって更に研究開発が促進されるという知的創造サイクルの円滑な循環にも寄与できる。したがって、利益を享受する蓋然性が低い期間における権利維持を容易とするために初期の特許料を低く設定しているこれまでの特許料の累進構造を維持しつつ、更に、権利維持期間における初期の特許料を重点的に減額し、1～3年目は8割減、4～6年目は6割減、7～9年目は4割減とし、10年目以降の特許料については現行料金の水準を保つこととした。

◆特許法別表

別表（第百九十五条関係）		
	納付しなければならない者	金額
一	特許出願（次号に掲げるものを除く。）をする者	一件につき一万六千円
二	外国語書面出願をする者	一件につき二万六千円
三	第百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万六千円
四	第百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき一万六千円
五	(略)	(略)
六	出願審査の請求をする者	一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額
七～十四	(略)	(略)

(1) 出願手数料

別表第1号において、出願手数料の上限が規定されている。

出願における手続に要する実費は約1万6千円～1万8千円程度と試算されており、実費が現行料金を下回っている。また今後電子化が進むに連れて更なる実費の低下が予想される。このような状況を踏まえ、出願手数料は、発明、出願を奨励する観点から容易に出願できる水準に設定し、実費を超えない額である1万6千円まで引き下げることとした。

【関連する改正事項】

◆特許法別表第2号

出願手数料の改定に伴い、外国語書面出願についても改定を行った。外国語書面出願については、方式審査や公報発行における負担を勘案し、通常出願の約1.6倍の金額としている。今回の改定により通常出願が1万6千円に改定されたため、外国語書面出願については2万6千円とした。

◆特許法別表第3号

国際特許出願に係る国内書面提出手続は出願手数料と同額に設定されている。今回の出願手数料の改定に伴って、国際特許出願に係る国内書面提出手続についても、出願手数料と同額（16,000円）に引き下げた。

◆特許法別表第4号

特許協力条約第25条(2)(a)に規定された指定官庁の検査による決定の申出についても出願手数料と同額に規定されており、今回の出願手数料の改定に伴い、これと同額（16,000円）に引き下げた。

(2) 審査請求手数料

別表第6号において、審査請求手数料の上限が規定されている。

出願人間の費用負担の不均衡の是正と適正な審査請求行動の促進の観点から、従来以上に実費を勘案して審査請求手数料を引き上げた。

審査に係る実費は、25～30万円と試算（監査法人試算）されているが、平均的出願（請求項数7.6項）の場合、審査請求手数料として納付すべき額は、現在10万円程度となっている。

審査請求手数料を審査に要する実費以上の手数料とすると、審査請求する者が過度の負担を要することとなるが、また一方で、出願人間の費用負担の不均衡を是正する目的からは、実費との乖離をなるべく小さくする必要がある。

このような観点から、審査請求手数料は現行料金の2倍とした。